

登録番号	静岡県知事第0580号	氏名又は名称	有限会社西伊豆海洋開発興業
作成日	2004/1/30	変更日	1:2024/5/21 2: / / 3: / /

### 別表7 出航中止基準及び帰航基準

出航中止基準	出航の可否の判断は、以下の方法により行います。(該当に○)																
	(○) 単独の判断	( ) 団体による判断															
	<p>出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海上警報(風、霧等)、波浪警報、津波警報・注意報の発令中</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>出航地の波高</td> <td>3</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>出航地の風速</td> <td>15</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>出航地の視程</td> <td>50</td> <td>m未満</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>落雷のおそれがあるとき</li> <li>事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか1名でも危険と判断したとき</li> <li>その他 ( )</li> </ul>	出航地の波高	3	m以上	出航地の風速	15	m以上	出航地の視程	50	m未満	<p>出航中止の判断は、以下のとおり行います。</p> <p>①出航中止を判断する団体名</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>②上記団体の代表者、連絡先</p> <table border="1"> <tr> <td>代表者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td></td> </tr> </table> <p>③団体の構成員の氏名又は名称及び登録番号</p> <p>別紙1のとおり</p> <p>④出航中止の判断の方法</p> <p>別紙2のとおり</p>			代表者		連絡先	
出航地の波高	3	m以上															
出航地の風速	15	m以上															
出航地の視程	50	m未満															
代表者																	
連絡先																	
帰航基準	<p>案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海上警報(風、霧等)、波浪警報の発令</li> <li>利用者に急病人やケガ人が出たとき</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>漁場における波高</td> <td>5</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>漁場における風速</td> <td>15</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>漁場における視程</td> <td>50</td> <td>m未満</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>落雷のおそれがあるとき</li> <li>上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき</li> <li>その他 ( )</li> </ul>		漁場における波高	5	m以上	漁場における風速	15	m以上	漁場における視程	50	m未満						
漁場における波高	5	m以上															
漁場における風速	15	m以上															
漁場における視程	50	m未満															

登録番号	静岡県知事第0580号	氏名又は名称	有限会社西伊豆海洋開発興業
作成日	2004/1/30	変更日	1:2024/5/21 2: / / 3: / /

### 別表8 気象又は海象等の状況が悪化した場合の対処

気象又は海象等の状況が悪化した場合の避難する場所	出航した港等に帰航できない場合は、以下の場所に避難をします。	
	案内する漁場の位置	避難する港
	伊豆沖	伊豆下田港
	伊豆諸島	神津島港・新島港・三宅島港
	御前崎沖	御前崎港
	駿河湾	伊豆土肥港・宇久須港
上記の他、帰航を判断した場所から最も近く安全に避難できる場所に避難します。		

瀬渡し（磯、筏、防波堤等渡し）の業務を行う場合	
磯等と遊漁船との間の連絡方法※（該当に○）	<input type="radio"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 衛星電話 <input type="checkbox"/> 利用者に渡した発煙筒 <input type="checkbox"/> その他（ ）
磯等に遊漁船の旅客定員を超えて利用者を渡す業務の形態の場合にあっては、緊急的に利用者を収容し帰航させる方法	磯において波がかぶらない場所に一時的に避難させ利用者を収容する。
津波警報、注意報が発令された場合の対応	早急に利用者の安否を確認し、直ちに回収に向かう。

※連絡手段の通信設備については、船舶の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの。

※気象又は海象等が悪化した場合は、必要な措置をとった上で、速やかに連絡責任者に連絡する。